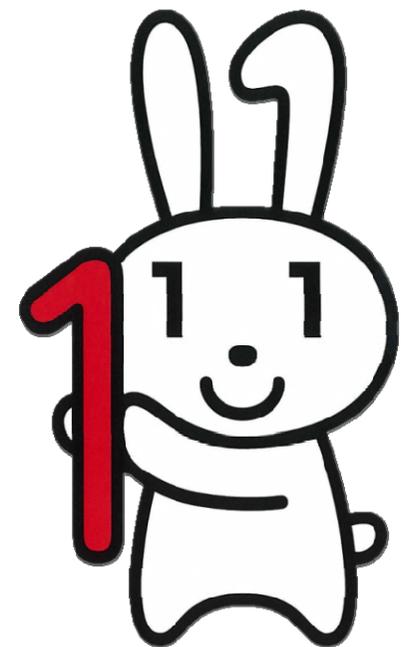


社会保障分野における マイナンバー(社会保障・税番号)制度の 実施に係る留意事項について

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室



目次

1. 日本年金機構等との情報連携について
2. 平成30年7月のデータ標準レイアウト改版について
3. 情報連携の試行運用を継続している手続について
4. その他

1. 日本年金機構等との情報連携について

日本年金機構等に対する年金関係の情報連携の抑止について①

- 平成30年3月以降予定していた日本年金機構等に対する年金関係の情報連携については、実施するに当たって対処すべき課題が判明したため、システムによる抑止が行われています。
- 情報連携の抑止の解除については、課題への対処の状況を踏まえ、準備が整った段階で改めて連絡します。

※ 日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に対する年金関係の情報連携の抑止について(平成30年3月22日 内閣府番号制度担当室、総務省大臣官房個人番号企画室 事務連絡) <抜粋>

標記の件について、別添のとおり、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「機構等」という。)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供(以下「情報連携」という。)に係る課題が判明したため、年金関係の情報連携をシステム上抑止する措置の依頼がありました。

つきましては、機構等に対する措置として、機構等の情報連携開始に係るマスターが適用される平成30年3月26日から別途通知する日までの間は、システムによる抑止を行い、機構等に係る情報連携ができないようにしましたのでお知らせします。

なお、抑止期間中に機構等に対し情報照会を行った場合は、利用権限エラーとなります。

※ 日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団との年金関係の情報連携開始に係る対応について(依頼) <抜粋>

情報連携政令の公布に伴い、機構並びに国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「機構等」という。)が、番号利用法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供(以下「情報連携」という。)を別添平成30年3月以降順次実施していくことを目標に、必要となるシステム対応等を行い、平成30年3月26日をシステム上の連携開始日として準備を進めてきたところですが、今般、機構等との情報連携を実施するに当たって対処すべき課題が判明いたしました。

つきましては、平成30年3月26日以降情報連携を予定していた機構等について、当面の間、年金関係の情報連携をシステム上抑止する措置をお願いいたします。

なお、機構等との情報連携の抑止の解除については、課題への対処の状況を踏まえ、準備が整った段階で改めて依頼いたします。

日本年金機構等に対する年金関係の情報連携の抑止について②

(参考)年金関係の情報連携を実施するに当たって対処すべき課題

1 機構の業務管理面の課題

機構の外部委託業者の業務が適切でなかった事案があったことを受け、機構において外部委託事業者に対する監督体制の在り方の見直しを図る必要がある。

2 機関間試験において把握された課題

機構等と地方自治体等との間での機関間試験において、一部の事務手続について、適切に情報照会できない不具合が起こることが判明している。

3 情報照会機関における事務運用に係る課題について

年金制度は複雑であり、かつ、年金額に関する情報については、情報連携で提供される情報項目が極めて多く、その解釈も難しいことによる地方公共団体等の情報照会機関における事務運用上の懸念がある。

補足

2 機関間試験において把握された課題（デジタルPMOに平成30年3月22日付掲載）

(1) 児童扶養手当関係の事務手続(管理番号が37-7、37-22 及び37-41) の3手続について、日本年金機構への情報照会を行うことができない。

(2) 特定個人情報53番、54番、64番及び85番に対し情報照会を行う事務手続について、以下の照会条件を入力した場合に、情報照会を行うことができない。

(照会条件)

- ・平成30年3月26日(特定個人情報85番は平成30年3月25日)以前の時点指定
- ・平成30年3月26日(特定個人情報85番は平成30年3月25日)以前の期間を含む範囲指定

3 情報照会機関における事務運用に係る課題について

地方公共団体等が年金関係情報を照会する事務において、従来の添付書類(年金額改定通知書等)によらずに、適切に年金関係情報を活用できるよう十分な助言等を行う必要がある。

特定個人情報85番の情報連携に関する取扱いについて

- 特定個人情報85番において情報提供されるデータ項目は、システムにより抑止されている「年金関係情報」の他に、「地方公務員災害補償基金関係情報」、特別児童扶養手当などの地方公共団体が保有する「障害者関係手当情報」で構成されており、「年金関係情報」を除いて本年7月から新たに情報連携を開始する予定でした。
- しかしながら、前述のとおり、日本年金機構等と地方自治体等との間での機関間試験において、一部の事務手続について、適切に情報照会できない不具合、具体的には、データ標準レイアウト様式A3の有効開始日(2018/3/25)以前の情報が照会できないという課題が把握されているところです。

このことにより、特定個人情報85番を照会する「小児慢性特定疾病医療費」に関する事務などの事務手続において必要な、「地方公務員災害補償基金関係情報」、「障害者関係手当情報」の過去情報が照会できないことから、情報連携による事務処理が行うことができない状況です。
- 本課題については、内閣官房番号制度推進室及び総務省個人番号企画室より、技術的に解消することが困難であることから、以下の対応方針が今般示されたところです。
 - (1) 特定個人情報85番を照会する事務手続については、平成32年7月(注)又は年金関係情報連携開始日のいずれか遅い日までは情報連携を行わず、現行どおりの事務運用を行うことにします。

(注) 情報照会事務所管府省等に調査の結果、データ標準レイアウト様式A3の有効開始日(2018/3/25)として設定されている日以降の情報により事務運用が可能となる時期
 - (2) 情報提供機関における副本登録、機関間試験については、平成32年7月までに実施をお願いします(実施済の場合は、追加の対応は不要です)。

なお、副本登録については、平成30年3月25日より前に資格喪失している場合は、情報照会不可となるため、副本登録を行う必要はありません(実施済の場合は、特に対応いただく必要はありません。)
- 上記内容については、厚生労働省の特定個人情報85番を照会する事務手続の所管部局から、地方公共団体の各制度所管部局に対して事務連絡を発出する予定です。

2. 平成30年7月のデータ標準レイアウト改 版について

平成30年7月のデータ標準レイアウト改版 主要事項

○平成30年7月のデータ標準レイアウト改版により、以下の事項の追加・修正が行われている。

表 平成30年7月版データ標準レイアウトにおける主な改版事項

番号	改版事項
①	地方税関係情報を照会する事務等で、平成29年7月版において設定されていなかった照会項目の追加
②	介護保険料賦課事務において、平成30年4月の制度改正に伴う項目の追加
③	非自発的失業者に係る国民健康保険の保険料(保険税)の軽減を行う事務において、過去の情報を照会できるよう照会条件を追加
④	国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認事務において、照会可能な項目として、被用者保険の保険者番号及び保険者名称を追加
⑤	特定個人情報8「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」において、新規データセット「補装具費支給情報」を追加。
⑥	特定個人情報85「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」を追加。

※⑤については、追加される情報に係る副本登録が必要

※⑥については、P6のとおり当面の間、情報連携を行わず、現行とおりの事務運用を行うこととし、副本登録、機関間試験については、平成32年7月までに実施

※以下の事項については、平成31年7月のデータ標準レイアウト改版で対応予定

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の改正(高額障害福祉サービス等給付費の受給対象拡大等)

平成30年度の地方税関係情報の情報連携について

○ 地方公共団体の福祉部局においては、毎年5～6月に確定される地方税関係情報(課税証明書)の情報を活用し、各種手当額の算定、保険料賦課などの事務に活用しているところですが、平成30年度の地方税関係情報については、地方税当局において、平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づき副本を登録し、平成30年7月2日から情報提供が可能となり、同日以降でないと情報連携できないことから、できる限り同日以降に事務処理を行うようお願いいたします。ただし、新規に申請等が行われた場合など平成30年7月2日より前に平成30年度の地方税関係情報が必要な場合には、市町村への文書による照会によるなど、可能な限り、申請者の負担が少ない方法により事務処理を行っていただくようお願いいたします。

このことについては、厚生労働省の各制度所管部局から地方公共団体の各制度所管部局に対して事務連絡を发出しています。※

※ 具体的には、以下の分野について事務連絡を发出しています。

分野	事務連絡名
児童福祉分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月18日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)
母子保健分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月18日厚生労働省子ども家庭局母子保健課)
障害保健福祉分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)
予防接種分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月18日厚生労働省健康局健康課)
難病対策・小児慢性特定疾病対策分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月18日厚生労働省健康局難病対策課)
生活保護分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月19日厚生労働省社会・援護局保護課)
支援給付分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月19日厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室)
結核感染症分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月20日厚生労働省健康局結核感染症課)
介護保険分野	平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について(平成30年4月20日厚生労働省老健局介護保険計画課)

3. 情報連携の試行運用を継続している手 続について

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳情報の連携について①

課題

- 各都道府県等において、以下の理由により副本登録ができていない状況が多数認められ、本格運用開始が困難と考えられたため、試行運用を延長している。
 - 障害者手帳交付台帳に記載されている者の氏名・住所等を用いて住基ネット等を検索しても、氏名・住所等の相違のためマイナンバーを取得できない（手帳所持者が転居した際に届出を適切に行っていないこと等が原因であると考えられる）。
 - 一部の都道府県等においては、そもそも氏名・住所等を用いて住基ネット等を検索していなかった。

対応状況

- 現在、副本登録率を向上するため以下の取組を行っている。
 - 情報連携エラーが発生した場合、情報照会者から手帳所持者に対し、お住まいの市区町村の障害福祉担当課へ問い合わせるよう伝えていただくことを依頼。
 - 各都道府県等障害福祉担当部（局）へ氏名・住所等を用いて住基ネット等を検索することを依頼。
- この他、マイナンバー制度における障害者手帳の取扱いを周知するチラシ（別添1）と「居住地等変更届」の提出を促すチラシ（別添2）を作成し、別添1・2については、障害者団体と自治体に、別添2については、障害者も利用することが多いJR各社と日本民営鉄道協会に対し、それぞれへ周知の協力を依頼。
- 現在、各都道府県等における副本登録状況（平成30年3月末時点）を調査し、結果を取りまとめ中。

本格運用開始までのスケジュール

- 3月末時点の副本登録状況の調査結果を踏まえ、今後、本格運用へ移行する時期を判断。その後、地方公共団体にお示しする予定。

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳情報の連携について②

別添1

障害者手帳(身体・精神)をお持ちの皆さまへ

マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ

- ▶ マイナンバーは、国民の皆さま一人ひとりが持っている番号です。
- ▶ 市役所等の窓口で申請などをする際、この番号を使うと、市役所等が関係機関に問合せをするだけで、皆さまの手帳情報などを得ることができます。
この仕組みを「情報連携」といい、情報連携が可能になると、申請者が手帳のコピー等を提出する必要がなくなり、便利になります。

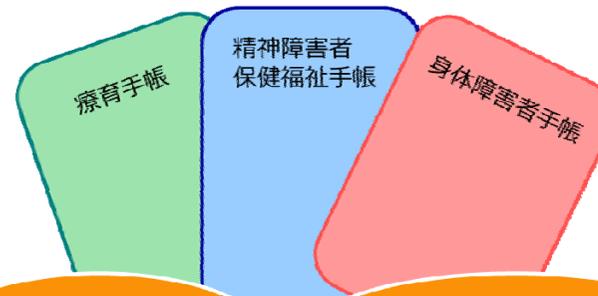
平成30年7月頃までは障害者手帳が必要です

- ▶ ただし、障害者手帳については、マイナンバーを使った「情報連携」が当面延期されており、平成30年7月頃までは、これまでと同じく、障害者手帳のコピー添付等が必要です。
- ▶ 市役所等で申請を行う際は、引き続き障害者手帳のご持参をお願いいたします。
- ▶ 障害者手帳に書かれた住所・氏名等が変わっても、市役所等で変更の手続きをしていない場合などは、平成30年7月以降も、**マイナンバーを使った情報連携が行えない可能性**があります。
お心当たりのある方は、お住まいの自治体の市役所等で手続きしてください。



別添2

お持ちの障害者手帳、 ご確認ください。



引っ越した

名字が変わった

こんな時、**変更の届出**が必要です

手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が、現在のものと違うときは、お住まいの自治体へお知らせください。

マイナンバー制度との連携が始まります!

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバーによる情報の連携が可能になります。変更の届出をすると、今後、各種手続の際、手帳の提出が不要になる場合があります。

▶ お問合せは、お住まいの市区町村の障害福祉担当課まで

高額介護合算療養費等の支給事務に係る本格運用に向けた状況について

制度の概要

- 1年間（前年8月1日～その翌年の7月31日）に、医療保険と介護保険における自己負担額の世帯合計額が世帯の負担上限額を超えた場合に、その差額を支給する制度（支給は1年に1回）。
※ 介護保険においては、同様の制度を「高額医療合算介護（予防）サービス費」としている。
- 被保険者は、例年12月以降に基準日（7月31日）の医療保険者に支給申請を行うが、当該申請に当たり介護保険者等が発行する自己負担額証明書を添付する必要があり、事前に介護保険者等に対して、当該証明書の交付申請を行うことが必要となっている。

情報連携を活用した本格運用

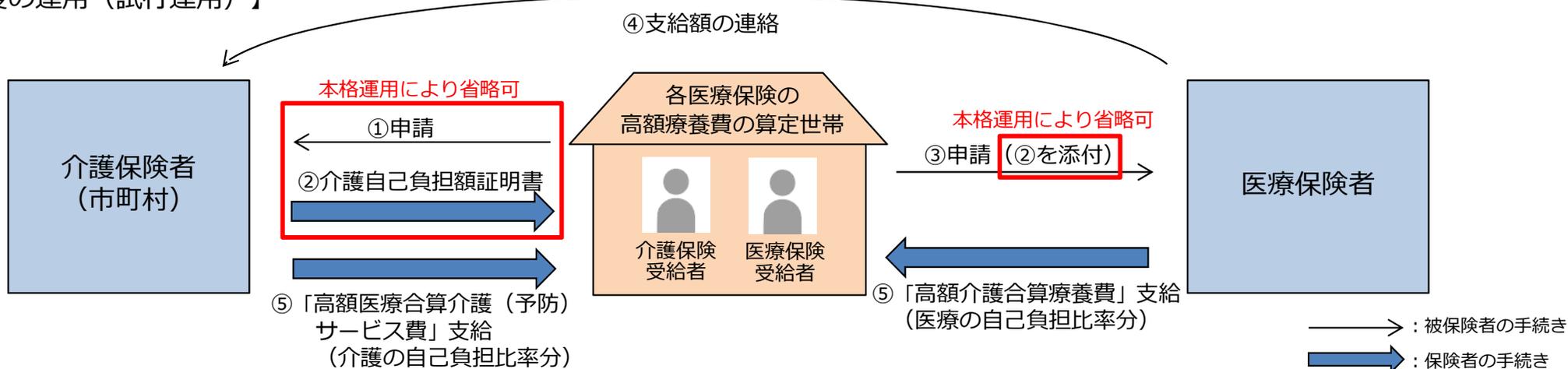
- 基準日の医療保険者への自己負担額証明書の提出が不要になり、介護保険者等への当該証明書の交付申請等が不要となる。（下図参照） ⇒ 基準日の医療保険者へ申請窓口がワンストップ化

29年度に試行運用を継続した理由

- 例年11～12月頃に申請の勧奨を行い、翌年2～3月頃に支給を行う事務であるため、試行運用期間に情報連携を行うことができなかったこと。
- 医療保険者及び介護保険者間での情報連携が必要であるが、共済組合や一部の医療保険者において情報連携が開始されておらず、対応が複雑化するおそれがあること。

➡ 30年度申請分（29年8月～30年7月診療に係る申請分）から本格運用を実施予定

【本年度の運用（試行運用）】



4. その他

生活保護事務に係る特定個人情報保護評価について

- 今般、通常国会に提出している「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が成立した場合、同法による改正後の生活保護法において進学準備給付金※¹が創設されるとともに、同法による改正後の番号利用法において進学準備給付金の支給事務が番号利用事務とされる予定である。

※¹ 生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として生活保護受給世帯の子どものうち、一定の条件を満たす者に支給するもの。

- これに伴い、生活保護事務に係る特定個人情報保護評価について対応が必要となる場合があるので留意されたい。具体的には、
 - ・重点項目評価及び全項目評価を実施している場合には、特定個人情報保護評価の再実施※²を行う
 - ・基礎項目評価を実施している場合には、特定個人情報保護評価書の修正を行うことが必要。

※² 特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に規定する「重要な変更」に該当しない場合には、特定個人情報保護評価書の修正を行うことが必要。

- 各地方公共団体におかれては、進学準備給付金の支給事務において、マイナンバーの利用を行う前に対応に遺漏無きようお願いしたい。
- このことについては、厚生労働省社会・援護局保護課から地方公共団体の生活保護担当部局に対して周知を行うこととしている。